

第 217 回 SDG s 学習会 説明資料 (ソーラーシェアリングとは)

2026 年 1 月 9 日 13:30~15:00 生涯学習センター3F 大会議室 文責: 筒井

自然エネルギーを広めるネットワークちば(リネットちば)とは

「自然エネルギーを広めるネットワークちば」とは、従来型のエネルギー=火力・原子力エネルギーから、新しいエネルギー=再生可能エネルギーへのシフトをめざして、県内の市民団体や生活協同組合などが自主的に集まってできたネットワークです。

エネルギーについて自分たちで考え、自分たちで答えを見出していく、いわばエネルギーの市民自治をめざしています。

自然エネルギーは自然の恵みを生かすエネルギーなので、地域に密着しています。その意味で第1次産業(農業・林業・水産業)に近いものです。自然エネルギーを生かした街づくりは、地域コミュニティと地域経済の活性化につながるものと考えます。(リネットちば HP より引用)

自然エネルギーを広めるネットワークちば (リネットちば) とは - 自然エネルギーを広めるネットワークちば

【開催案内】リネットちば第4回勉強会(2025年度)

日時: 2025年9月23日(火・祝)14:00~15:30

会場: 船橋ツインビル Rental 会議室カンファレンスルーム&オンライン(Zoom)

テーマ: 「ソーラーシェアリングの現状と展望」

講師: 宮下朝光(市民エネルギーちば専務取締役/環境事業部本部長)

ソーラーシェアリング協会

2013年3月31日に農林水産省より「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等について農地転用許可制度上の取扱いについて」のガイドラインが通達されたことにより、農地での太陽光発電設置が可能となりました。これは、農家の所得減少および農業担い手の高齢化・減少がさらに進んでいくと見込まれている中、農地と農家を守ろうという潮流だと考えています。

弊協会は「農地を農地として活かしていく」という思いのもと、「農地のため」・「農家のため」・「農作物のため」である「本来のソーラーシェアリング」の普及・拡大を目指して参ります。

(同協会 HP より引用)

一般社団法人 日本ソーラーシェアリング協会

*特にメガソーラーが環境面やコスト面で問題視される中で、ソーラーシェアリングは大切

市民エネルギーちば株式会社

自然に学びながら、世の中に、できるだけ環境負荷の小さいエネルギーを供給する

■設立: 2014年7月2日 ■資本金 2,400万円 (2024.4現在)

■本店所在地: 千葉県匝瑳市飯塚 1037-1

■1号機所在地: 千葉県匝瑳市飯塚 3403 (49kW)

現在低圧は23号機まで通電済/高圧 360kW 通電済

About - ソーラーシェアリングは『絶対!!』市民エネルギーちば!!

ソーラーシェアリングの現状と展望講演内容

お知らせ - 自然エネルギーを広めるネットワークちば

リネットちば 組織概要 <HP より引用>

団体名	自然エネルギーを広めるネットワークちば
略称	リネットちば (Renet Chiba)
設立	2013年9月1日 (2012年11月より活動)
代表	松原 弘直 (やちよ自然エネルギー市民協議会 代表)
事務局	〒273-0005 千葉県船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 4F (パルシステム千葉内) TEL : 047-420-2600
会員数	◎会員団体 千葉県内 13 団体 ◎個人会員 13 名 2024年1月現在

<ソーラーシェアリング協会 HP より引用>



ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電システム)の歴史

〈2012年3月～2013年2月〉

農水省の助成を受け、弊協会の代表理事「藤枝能登茂」とソーラーシェアリングの第一人者「長島彬氏」を中心にソーラーシェアリングの事業化可能性調査が実施される。

〈2013年4月1日〉

左記の調査結果を受け、農水省より一時転用による農地での太陽光発電設置が認められ、その取扱いについて通知が発出される。

〈2013年4月12日〉

「高澤真氏(弊協会顧問)」と「長島彬氏」および弊協会パートナーの「NPO法人世界環境改善連合」により建設された「ソーラーシェアリング上総鶴舞」が農水省通知発出後、全国初となる売電を開始。

現在に至る

<ソーラーシェアリングの現状と展望講演内容から引用>

ソーラーシェリングの普及過程

- ◆特許取得(2004年)
- CHO技術研究所の長島彬氏が考案

<2005年に特許を無償で公開：内容は下記>

- 太陽光発電と作物で太陽の光(ソーラー)を分かち合う(シェア)仕組み
- 農地の上約3mに、間隔を空けて太陽光パネルを設置、その下で耕作を行う
- 太陽光パネルは南北方向に細型のものを採用
- 遮光率は3分の1程度

- ◆2010年から千葉県市原市で実証実験中

⇒ 50種類以上の作物は元気に育つ

- ◆農水省指針(2013年3月31日通達)(農水省は営農型太陽光発電という言い方)

⇒ 省令(2024年4月1日施行)罰則規定(2024年8月、交付金の一時停止措置が取られた)

- ◆農地の一時転用許可期間 3年以内→10年以内に延長(2018年5月15日、条件を満たした場合)

- ◆農業法人による発電事業の認可(2021年3月、売電収入が「農業関連収入」として認められる)

- ◆農水省が「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」設置(2025年5月~)

⇒ 2026年度中に農地法・省令に基づく統一ガイドラインが策定される可能性大

特徴(メリット)

- 影が細く、影は移動するため、必ず作物に光が当たる(作物の成長に必要な光が確保できる)

⇒ 影と光の短いサイクル(強すぎない光が植物全体に均等に当たる環境)が光合成には理想的

- 雨だれの影響が小さい(大きいパネルの場合、滝のような雨だれになり土が削れてしまう)

- 風圧荷重が小さいので、架台の安全性が向上する(細型パネルの面積は大型パネルの3分の1)

⇒ 2019年9月の台風15号で観測された最大瞬間風速50m/sの風でも被害なし

今後の方向

温暖化が体感できるレベルになり、再エネニーズは高っているが、

これまでの適地が減り、営農型への期待が日々高まっている。

⇒ 地域から呼んでもらえる再エネへ